

大口町農業委員会委員候補者選考委員会要綱

(目的)

第1条 大口町農業委員会委員の候補者の推薦、募集、選定等に関する規則（平成28年大口町規則第52号）第8条第3項に規定する大口町農業委員会委員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 選考委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 町長の求めにより、大口町農業委員会委員候補者（以下「農業委員候補者」という。）を選考すること。
- (2) 前号の選考に関し必要な事項を審議すること。

(選考方法)

第3条 選考委員会は、推薦又は応募に伴って提出された書類等を基に審査するほか、必要と認める方法により審査し、及び選考するものとする。

(組織)

第4条 選考委員会は、次に掲げる職にある者を委員として組織する。

- (1) 副町長
- (2) 総務部長
- (3) 地域協働部長
- (4) まちづくり部長
- (5) 健康福祉部長
- (6) 建設部長
- (7) 生涯教育部長

(委員長及び副委員長)

第5条 選考委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は副町長をもって充て、副委員長はまちづくり部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 選考委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、選考過程において必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、その説明、又は意見を聴くことができる。

5 会議は公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(町長への報告)

第7条 選考委員会は、農業委員候補者を選考したときは、速やかに当該選定の結果について、町長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 選考委員会の庶務は、まちづくり部まちづくり推進課において処理する。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則（平成29年3月29日 大口町告示第25号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日 大口町告示第39号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日 大口町告示第58号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。